

議案第 17 号

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 23 年 2 月 25 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

医療の高度化、高齢化の進展に伴う保険給付費の増加等に伴い、国民健康保険財政の維持を図る観点から新たに一般会計からの法定外繰入金を見込んで、なおその財政に歳入不足が見込まれることから、基礎課税額に係る所得割額及び均等割額を中心に国民健康保険税を約 5 パーセント引き上げるため、条例の一部を改正するものである。

## 富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富津市国民健康保険税条例（昭和46年富津市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.4」を「100分の7.9」に改める。

第5条中「24,800円」を「28,000円」に改める。

第5条の2第1号中「27,100円」を「26,000円」に改め、同条第2号中「13,550円」を「13,000円」に改める。

第5条の5中「7,200円」を「8,000円」に改める。

第5条の6第1号中「6,400円」を「6,000円」に改め、同条第2号中「3,200円」を「3,000円」に改める。

第7条の2中「7,300円」を「8,000円」に改める。

第7条の3中「6,600円」を「6,000円」に改める。

第11条第1号ア中「17,360円」を「19,600円」に改め、同号イ(ア)中「18,970円」を「18,200円」に改め、同号イ(イ)中「9,485円」を「9,100円」に改め、同号ウ中「5,040円」を「5,600円」に改め、同号エ(ア)中「4,480円」を「4,200円」に改め、同号エ(イ)中「2,240円」を「2,100円」に改め、同号オ中「5,110円」を「5,600円」に改め、同号カ中「4,620円」を「4,200円」に改め、同条第2号ア中「12,400円」を「14,000円」に改め、同号イ(ア)中「13,550円」を「13,000円」に改め、同号イ(イ)中「6,775円」を「6,500円」に改め、同号ウ中「3,600円」を「4,000円」に改め、同号エ(ア)中「3,200円」を「3,000円」に改め、同号エ(イ)中「1,600円」を「1,500円」に改め、同号オ中「3,650円」を「4,000円」に改め、同号カ中「3,300円」を「3,000円」に改め、同条第3号ア中「4,960円」を「5,600円」に改め、同号イ(ア)中「5,420円」を「5,200円」に改め、同号イ(イ)中「2,710円」を「2,600円」に改め、同号ウ中「1,440円」を「1,600円」に改め、同号エ(ア)中「1,280円」を「1,200円」に改め、同号エ(イ)中「640円」を「600円」に改め、同号オ中「1,460円」を「1,600円」に改め、同号カ中「1,320円」を「1,200円」に改める。

## 附 則

### ( 施行期日 )

1 この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

### ( 経過措置 )

2 改正後の富津市国民健康保険税条例の規定は、平成 2 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 2 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。